

那須塩原市基幹相談支援センター業務委託（市内全域）
公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務の概要

（1）業務名称

那須塩原市基幹相談支援センター業務委託（市内全域）

（2）業務内容

那須塩原市基幹相談支援センター業務を委託するにあたり、次のとおり公募型プロポーザルを実施する。 詳細は、別紙「那須塩原市基幹相談支援センター業務委託（市内全域）仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

（3）履行場所

那須塩原市基幹相談支援センター

（那須塩原市共墾社 108 番地 2 那須塩原市保健福祉部社会福祉課内）

（4）提案上限額

23,991,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
(内訳)

令和 8 年度 支払限度額 7,997,000 円

令和 9 年度 支払限度額 7,997,000 円

令和 10 年度 支払限度額 7,997,000 円

※受託者が本業務を執行するにあたって必要となる一切の費用を含む。

（5）委託業務の履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

（6）支払条件

受託者の請求に基づき、四半期ごとに委託料年額の 4 分の 1 を支払うものとする。（部分払、精算払）

（7）担当課及び書類提出先

那須塩原市 保健福祉部 社会福祉課 障害福祉係

〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社 108 番地 2

TEL : 0287-62-7026

e-mail: shakaifukushi@city.nasushiobara.tochigi.jp

2 参加資格

仕様書で提示する業務を的確に実施する能力を有し、次に掲げる条件を全て満たしている法人とする。

（1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく那須塩原市の入札参加制限を受けていないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てがなされた者（これらの手続開始の決定後、那須塩原市の入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 那須塩原市建設工事等指名停止基準（平成17年那須塩原市告示第143号）の規定による指名停止を受けていないこと。
- (5) 役員その他経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。また、同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (6) 相談支援事業所の指定について、次の要件をすべて満たすこと。
- ア 事業所が指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の指定を受けていること。
- イ 参加申請書の提出時点で、アの事業所指定を那須塩原市内で受けていること。
- ウ 参加申請書の提出時点で、主任相談支援専門員を当該事業所に配置していること。

3 プロポーザルの日程

事業公募開始	令和8年1月5日（月）
質疑書提出期限	令和8年1月19日（月）16時必着
質疑回答予定日	令和8年1月26日（月）
参加申請書提出期限	令和8年2月2日（月）16時必着
企画提案書提出期限	令和8年2月16日（月）16時必着
参加辞退届提出期限	令和8年2月16日（月）16時必着
第1次審査（書類審査）結果通知	令和8年2月24日（火）予定
第2次審査（プレゼンテーション）	令和8年3月10日（火）予定
契約候補者特定の通知	令和8年3月16日（月）予定

4 質疑書の提出

本プロポーザルの仕様書等に関して不明な点がある場合は、質疑書（様式第4号）により受け付ける。

（1）提出書類

質疑書（様式第4号）

（2）提出期限

令和8年1月19日（月）16時必着

（3）提出先

1 (7) に同じ

（4）提出方法

電子メールに質疑書を添付し送信すること。なお、質疑書を提出した場合は、電話により到着の確認を行うこと。また、電子メールの件名は次のとおりとすること。ただし参加者名称は略称でも可とする。

件名：【基幹相談支援センター業務質疑】+（参加者名称）+送信年月日

例：株式会社△△△△が令和8年1月10日に質疑書を送付した場合

→【基幹相談支援センター業務質疑】株式会社△△△△R80110

（5）質疑への回答

質疑への回答は、令和8年1月26日（月）（予定）までに市ホームページに掲載する。ただし、質問内容により事業者選定の公平性を保てないと判断された場合は、回答を行わないことがある。

5 参加申請書の提出

本プロポーザルに参加する場合は、参加申請書（様式第1号）及び参加資格要件確認書（様式第2号）に必要事項を記載し、押印の上、指定の日時までに提出すること。

（1）提出書類

参加申請書（様式第1号） 代表者印を押印したもの 1部

参加資格要件確認書（様式第2号） 1部

商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（写し可） 1部

財務諸表（写し可） 1部

納税証明書（写し可） 1部

（2）提出期限

令和8年2月2日（月）16時必着

（3）提出先

1 (7) に同じ

(4) 提出方法

上記（3）の提出先へ持参又は郵送により提出すること。なお、持参の場合は、開庁時間に準ずるものとし、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留など、到達を確認できる方法に限る。

(5) 参加辞退

参加申請書提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式第3号）を提出すること。なお、参加辞退届の提出期限及び提出方法等は、次の「6企画提案」に準ずる。

(6) その他

参加申請書提出者に対し、資格確認結果等の通知は行わない。ただし、資格要件を満たさないと判断した者については、個別に通知する。

6 企画提案

(1) 提出書類

以下の書類について正本1部、副本7部を提出すること。

※正本の企画提案書表紙に代表者印を押印すること。

※添付書類は、企画提案書の正本にのみ添付すること。

①企画提案書表紙（様式第5号）

②会社概要書（様式第6号）

③業務実施体制図（様式第7号）

④履行実績等（様式第8号）

⑤企画提案書（任意様式）

内容は別紙「仕様書」に基づき作成すること。

⑥見積書及び内訳書（任意様式）

⑦相談支援従事者主任研修を修了したことが分かる書類の写し

⑧指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者指定に係る決定通知書の写し

(2) 提出期限

令和8年2月16日（月）16時必着

(3) 提出先

1 (7) に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送による。なお、持参の場合は、開庁時間に準ずるものとし、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留など、到達を確認できる方法に限る。

※提出書類は電子メール等（ファイル転送サービスでの送付も可）でも送付すること。PDF形式とし、送信後は電話により到着の確認を行うこと。

※提出書類は、審査において必要な範囲において複製できるものとする。

(5) 企画提案書の留意事項

- ①書類については、全て片面印刷、可能な限りA4サイズとすること。ただし、やむを得ずA3サイズとする場合は、片袖折りをしてA4サイズにあわせること。

- ②複数ページとなる場合は、ページ番号を付けること。

7 審査方法

(1) 評価基準

別表「評価基準」のとおり

(2) 評価方法

① 1次審査（書類審査）

- ア 提出された企画提案書等について、参加資格の確認を行う。
- イ 1次審査の結果は、令和8年2月24日（火）までに電子メールにより通知する。

② 2次審査（プレゼンテーション）

ア 開催日

令和8年3月10日（火）予定

集合時間・場所等については、別途通知する。

イ プrezentation時間

提案者ごとの時間は、30分（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）とする。準備に要する時間は、別途確保する。

ウ 参加人数

参加人数は、3名以内とする。本業務において予定している主担当者は、必ず出席すること。

③ 留意事項

ア 発表の順番等については、提案者と協議することなく、市が決定する。

イ プrezentationは企画提案書を基に行うこと。

ウ 企画提案書の内容をプレゼンテーション用に再構成することは可とするが、企画提案書と異なる内容の提案は、評価対象外とする。

なお、新たに資料を配布する場合は、7部用意すること。

エ プrezentationに当たり、市が用意するスクリーンを使用することができる。その他、プレゼンテーションに必要なものは、提案者が用意すること。

オ プrezentationは非公開とする。

(3) 契約候補者の選定

ア 選定委員が採点した合計得点を集計し、最も得点が高い者を契約候補者として選定する。

イ 最高得点者が複数いる場合は、その中で見積額が一番低いものを選定する。

ウ 選定委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

エ 審査の結果は、令和8年3月16日（月）（予定）までに文書により通知する。通知の方法は、郵送及び電子メールとする。

8 契約の締結

契約候補者の選定後、被選定者と仕様書及び企画提案書の内容により提出された見積書の記載額で契約を行う。ただし、選定後契約締結前に契約内容について協議を行うことがある。協議の結果、契約に至らなかつたときは、審査において次順位であった者を新たに契約候補者とし、協議を行う。

9 その他

- (1) 企画提案書の提出後、提案者が「2 参加資格」に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったとき、その他本実施要領等に違反したときは、当該提案者の提案は無効とする。
- (2) 企画提案書の記載内容は、本業務における実施義務を提案者が提示したものとする。
- (3) 企画提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。また、那須塩原市情報公開条例（平成20年那須塩原市条例第31号）の規定による開示請求の対象となることがある。
- (5) 審査方法及び審査結果等に対する異議は、一切認めない。
- (6) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。